

議案第五一號

議会の権限に属する事項中次の事項は地方自治法第百八十條の規定により町長において専決処分をすることができるとする

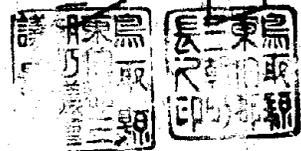
昭和三十一年五月廿日提出

朝町長 坂出 雅 二

昭和三十一年五月八日

議決

朝町議会議長 天野 廉 二



一 法律又は政令により、その他特に緊急性が必要ある場合は、その財源を國庫並に県支お金をもつて充當するものは、一件三百万円以下の出入をおよぼすもの追加更正すること